

セキュリティトークン取引参加者規程

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、セキュリティトークン取引に係る業務規程第3条第1項の規定に基づき、当社のセキュリティトークン市場（以下「START」という。）への取引参加者に関して必要な事項を定める。
- 2 この規程の変更は、規程管理規程による。

第2条 取引参加者

- 1 当社の START の取引参加者の取引参加資格は以下の4種類とする。
 - (1) スタンダード (A) START において、当社が取り扱うセキュリティトークンの売買取引、清算・決済を行うための取引資格を有する者をいう。なお、本資格においては、クオサイ取引参加者からの清算・決済委託を受託することができる。
 - (2) スタンダード (B) START において、当社が取り扱うセキュリティトークンの売買取引、清算・決済を行うための取引資格を有する者をいう。ただし、本資格においては、クオサイ取引参加者からの清算・決済委託を受託することはできない。
 - (3) クオサイ START において、当社が取り扱うセキュリティトークンの売買取引を行うことができるが、清算・決済についてはスタンダード (A) 資格の取引参加者に委託する取引資格を有する者をいう。
 - (4) サポーター START におけるセキュリティトークンの移転記録を行うネットワーク及び移転記録をサポートする機能（以下「ブロックチェーン・プラットフォーム」という）を提供する者をいう。
- 2 取引参加者は、前項各号に定める取引資格を同時に2以上有することはできない。

第2章 取引参加資格の取得等

第3条 取引参加資格の取得の申請及び承認

- 1 START における取引参加資格を取得しようとする者は、当社に取引口座開設申請を行い、当社が「顧客管理に関する規程」及び「取引時確認等の措置に関する規程」等に定めるところにより審査を実施し、それを認めた後に取引参加資格の申請を行うものとする。なお、既に当社の株式 PTS 取引口座を開設している者は、改めての取引口座開設は求めないものとする。また、START のみに参加する取引参加者については、当社の

取引口座開設時において株式 PTS 取引に固有の書類等の提出は要さないものとする。

- 2 前項に定める取引参加資格申請において、サポーター資格の申請者にあつては当社への取引口座開設申請を要さないものとする。
- 3 **START** における取引参加資格を取得しようとする者（サポーター資格の申請者を除く）は、そのセキュリティトークン取引に係る取引担当者（犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 4 項の「現に特定取引等の任に当たっている自然人」をいう。以下同じ。）を 1 名以上選任し、これを届出るものとする。なお株式 PTS 取引における取引担当者がこれを兼ねることを妨げない。
- 4 当社は、次の各号に掲げる者であつて、当社が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、**START** の各取引参加資格の取得の承認を行う。
 - (1) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）、かつ、当社に取引口座を開設している者。なお、この者が取得できる取引参加資格は、スタンダード（A）又はスタンダード（B）とする。
 - (2) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）、かつ、当社に取引口座を開設し、加えて、取引参加資格申請までにスタンダード（A）の取引参加者との間で清算・決済の受委託契約を締結している者。なお、この者が取得できる取引参加資格は、クオサイとする。
 - (3) **START** におけるセキュリティトークンのブロックチェーン・プラットフォーム及び移転記録をサポートする者で、かつ、その運営するブロックチェーン・プラットフォームが一般社団法人日本 STO 協会の定める「電子記録移転権利等の発行市場を担う基幹システムのガイドライン」に原則として準拠していることが当社として確認できる者。なお、この者が取得できる取引参加資格は、サポーターとする。
 - (4) その他当社が別途定める者。
- 5 前項第 3 号の者については、対象となるブロックチェーン・プラットフォームがコンソーシアム等の分散型の形態で運営されている場合にあつては、当該コンソーシアム等の運営を主導する事務局等を取引参加資格取得者とみなすものとする。
- 6 第 4 項の承認は、取引資格を取得すべき期日を指定して行う。
- 7 当社は、第 4 項の規定に基づき **START** の取引資格の取得を承認した場合は各取引参加者に、その旨を通知するとともに公表する。

第3章 取引参加者の義務等

第4条 公正な価格形成と円滑な流通の確保等

- 1 取引参加者は、**START** における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって我が国の **START** の機能の維持及び向上に努めるものとする。

- 2 取引参加者は、**START** におけるセキュリティトークンの売買を重要な業務とする者でなければならない。
- 3 取引参加者は、**START** に係る諸法令、日本証券業協会等が定める自主規制規則及び当社の定める規程等を遵守するものとする。
- 4 取引参加者は、当社が不公正取引の防止のための売買管理に関する規程第 8 条第 2 項に定める情報（当該取引参加者の特定の顧客に関するものを含む）の共有、書類の提示若しくは作成、又は協力を求めた場合、これに応じなければならない。

第5条 取引参加者契約の締結

- 1 第 3 条第 6 項に定める通知を受けた者は、当社が定める期日までに **START** の取引参加者契約を締結するものとする。

第6条 リエゾン・オフィサーの任命

- 1 取引参加者は、**START** における取引に係る連絡・調整等の役割を担うリエゾン・オフィサーを 1 名以上任命し、当社に届け出るものとする。なお、リエゾン・オフィサーは実務の調整役として機能し得る役職以上の者とする。
- 2 前項に定めるリエゾン・オフィサーは、セキュリティトークン取引又は株式 **PTS** 取引の取引担当者が兼ねることも可とする。

第7条 取引参加料金等の納入

- 1 取引参加者（サポーターを除く。）は、**START** における取引参加料金等を、当社が規則で定めるところにより、当社に納入しなければならない。

第8条 届出事項

- 1 取引参加者は、次に掲げる行為が生じる場合は、当社が定めるところにより、原則としてあらかじめその内容を当社に届け出るものとする。
 - (1) 業務（金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる業務をいう。）の廃止
 - (2) 当該取引参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該取引参加者が他の法人と合併して法人を設立する場合の当該合併
 - (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
 - (4) 分割による事業の全部の他の法人への承継
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 当該取引参加者が他の取引参加者と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
 - (7) 分割による事業の全部の他の取引参加者からの承継

- (8) 事業の全部の他の取引参加者からの譲受け
- (9) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継
- (10) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け
- (11) 商号の変更
- (12) リエゾン・オフィサーの選任・変更

第9条 報告事項

- 1 取引参加者は、当社が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告するものとする。

第10条 受託に関する態勢整備等

- 1 取引参加者（サポーターを除く。以下、この条において同じ。）は、その顧客からセキュリティトークンの売買取引の注文を受託する際は、当社が定める受託契約準則を遵守し、行うものとする。
- 2 取引参加者は、セキュリティトークンが金融商品取引所の上場有価証券ではなく、流動性や情報開示の内容や頻度などが異なることがあることを踏まえ、顧客の適合性を確認した上でその注文を受託するものとする。
- 3 取引参加者は、セキュリティトークンの商品性に鑑み、顧客が資金洗浄等「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に抵触する行為に利用しないよう顧客管理体制を整備するものとする。
- 4 取引参加者は、日本証券業協会及び当社が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備するものとする。
- 5 取引参加者は、当社が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備するものとする。
- 6 取引参加者は、その顧客からセキュリティトークンの売買取引の注文を受託することができる銘柄を顧客から注文を受託する前に定め、その銘柄について外部から自由にアクセスすることが可能な方法により周知を行うこととする。なお、受託可能な銘柄を変更する場合も同様とする。
- 7 取引参加者は、「セキュリティトークン市場に係る誤注文等による異常な取引の管理方針」第1条第1号に規定する注文数量規制及び同条第3号に規定する注文の金額規制の範囲内で、当社に対し、市場区分ごとの注文数量制限及び注文の金額制限を設定することを求めることができる。

第11条 セキュリティトークンの売買取引等の責任

- 1 取引参加者は、START におけるセキュリティトークンの売買取引について、一切の責

めに任じなければならないものとする。

第4章 取引参加資格の廃止

第12条 取引参加資格の廃止

- 1 取引参加者が **START** の取引参加資格を廃止しようとするときは、当社が定めるところにより、当社に取引参加資格の廃止申請を行うものとする。
- 2 前項に定める取引参加資格の廃止申請を行った者（サポーターを除く。）が、**START** のみの取引に参加している場合にあっては、同時に当社の取引口座の廃止申請も行うものとする。

第13条 廃止申請者の売買取引の停止等の措置

- 1 当社は、取引参加者からの **START** での取引参加資格の廃止申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該取引参加者の **START** におけるセキュリティトークンの売買取引（セキュリティトークンの清算決済の取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）又はセキュリティトークンの清算決済の新規取次ぎの受託を停止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該取引参加資格の廃止申請者は、セキュリティトークン清算・決済規程第 8 条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当社の承認を受けて、**START** におけるセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算決済の取次ぎの受託を行うことができる。

第14条 廃止申請者の合併等の場合における売買取引等の扱い

- 1 当社は、取引参加資格の廃止申請者が、その廃止と同時に、**START** の取引参加資格を取得する者又は取引参加資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、**START** におけるセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算決済取次ぎの受託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該取引参加資格の廃止申請者の **START** におけるセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算決済取次ぎの受託を停止しないことができる。

第15条 取引参加資格の廃止の承認

- 1 **START** の取引参加資格の廃止の承認は、当社が定める日をもって行う。なお、第 12 条第 2 項に定める者については、当社における取引口座も当社が定める日をもって停止又は廃止する。
- 2 当社は、取引参加資格の廃止の承認をした場合は各取引参加者に、その旨を通知すると

ともに公表する。

第5章 取引参加者への措置等

第16条 取引参加者に対する措置

- 1 当社は、**START** の取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、**START** におけるセキュリティトークンの売買取引（セキュリティトークンの清算決済取次ぎによるものを除く。）若しくはセキュリティトークンの清算決済取次ぎの受委託の停止又は制限あるいは取引参加資格の取消その他当社が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。
 - (1) 重大な法令違反等を行った場合。
 - (2) 当社との契約に反する行為を行い、その影響が重大であると当社が判断する場合。
 - (3) 当社の定める財務要件を下回り、短期では回復が見込めないと当社が判断する場合。
 - (4) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が **120%**を下回った場合。
 - (5) 金融商品取引業者について金融商品取引業の登録を廃止した場合。
 - (6) 銀行取引停止等支払い不能又はそのおそれあるいはその他事業の継続性に重大な懸念が認められると当社が判断した場合。
 - (7) その他当社が投資者保護上、必要と認める場合。
- 2 前項の規定により、期間を定めずにセキュリティトークンの売買取引（セキュリティトークンの清算決済取次ぎによるものを除く。）又はセキュリティトークンの清算決済取次ぎの受委託の停止の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その処置の解除を申請することができる。
- 3 当社は、前項の申請に基づく処置の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認するものとする。

第6章 雑則

第17条 取引参加者に関する必要事項の決定

- 1 当社は、この規程に定める事項のほか、**START** の取引参加者に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

第18条 市場施設利用に関する責任の所在

- 1 当社は、**START** の取引参加者が業務上 **START** の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに

任じない。

附則

- 1 主管は取引管理部、コンプライアンス部及び市場企画部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。
- 3 2024 年 10 月 18 日に改訂し、2024 年 10 月 18 日から施行する。
- 4 2025 年 1 月 31 日に改訂し、2025 年 1 月 31 日から施行する。